

# 社 会

## 1 社会科は、どのようなことに重点を置いて改善されるのか。

- (1) 幼児教育で育まれたものや、生活科をはじめとする小学校低学年における学習を通じて身に付けた資質・能力の上に、小学校社会科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って明確化するとともに、「社会的な見方・考え方」については、小学校社会科の特質を踏まえ、「社会的事象の見方・考え方」と言い換え、資質・能力全体に関わるものとして位置付ける方向で教科の目標の改善を図る。
- (2) 各学年の目標も、三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化する。その際、第3学年及び第4学年の目標と内容については、系統的、段階的に再整理する。また、地図帳の使用を第3学年から目標に示す。
- (3) 小学校社会科における見方・考え方を「社会的事象の見方・考え方」とし、社会的事象の特色や意味などを考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会との関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」である。また、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること」と整理する。
- (4) 内容について、中学校への接続・発展を視野に入れて、①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活、の三つに。また、①、②は空間的な広がりを念頭に、地域、日本、世界と、③は経済・産業、政治及び国際関係と、それぞれ区分して整理する方向で改善を図る。
- (5) 現代的な諸課題を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実を図る方向で改善を図る。また、持続可能な社会づくりの観点から、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容の充実を図るとともに、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上などに関する内容で改善を図る。
- (6) 社会との関わりを意識して、学習の問題を追究・解決する学習の充実を図り、学習過程において、「主体的・対話的で深い学び」が実現するよう指導方法の不断の見直しと改善を図る。

## 2 社会科の目標は、どのように変わるのか。

### (1) 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民として資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

ア 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調

査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

ウ 社会的事象について，よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

## (2) 改善の方向性について

小学校社会科の教科の目標は，「社会的な見方・考え方を働かせ，課題を追究したり解決したりする活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民として資質・能力の基礎を養う」という柱書部分と，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。

## 3 学年の目標は，どのように変わるのか。

各学年の目標は，小学校社会科の究極的なねらいである公民としての資質・能力の基礎を育成することを実現するため，指導内容と児童の発達段階を考慮し，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の統一的な育成を目指して，それぞれに関する目標から構成されている。

すなわち，第3学年及び第4学年では自分たちの住んでいる地域（市や県など）の学習を通して，第5学年では国民生活の舞台である国土の地理的環境とそこで営まれている産業に関する学習を通して，第6学年では我が国の政治，歴史及び国際理解に関する学習を通して，児童に「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿った目標が掲げられている。

## 4 各学年の内容はどのように変わるのか。

### (1) 第3学年における内容の改善

自分たちの市を中心とした地域を学習対象として取り上げること。

ア 主として「地理的環境と人々の生活」に区分される内容

○ 身近な地域や市区町村の様子に関する内容については，公共施設の場所と働きに「市役所など」という文言を加え，市役所の働きを取り上げること。

なお，内容の取扱いにおいて，学年の導入で扱うこととし，「自分たちの市」に重点を置くよう配慮することや白地図などにまとめる際に，教科用図書「地図」を参照し，方位や地図記号について扱うことを加えている。

イ 主として「歴史と人々の生活」に区分される内容

○ これまでの「古くから残る暮らしにかかわる道具，それを使っていたころの暮らしの様子」に関する内容を「市の様子の移り変わり」に関する内容に改め，交通や公共施設，土地利用や人口，生活の道具を調べるように示している。

また、内容の取扱いにおいて「人口」を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れるとともに、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げることを示している。

ウ 主として「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に区分される内容

○ 地域に見られる生産や販売の仕事に関する内容については、生産の仕事において、仕事の種類や産地の分布、仕事の工程を取り上げるように示している。

また、販売の仕事において、他地域や外国との関わりを取り上げるように示し、内容の取扱いにおいて、地図帳などを使用することとしている。なお、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう工夫していることを示している。

○ 地域の安全を守る働きに関する内容については、内容の取扱いにおいて、これまでの「火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げる」ことを、火災を取り上げることに改めた。また、火災と事故はいずれも取り上げ、その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫することを加えた。

## (2) 第4学年における内容の改善

自分たちの県を中心とした地域を学習対象として取り上げること。

ア 主として「地理的環境と人々の生活」に区分される内容

○ 都道府県の様子に関する内容については、自分たちの県の地理的環境の概要を理解することや47都道府県の名称と位置を理解することを示している。

○ 県内の特色ある地域の様子に関する内容の取扱いにおいて、これまでの「自然環境、伝統や文化などの資源を保護・活用している地域や伝統的な向上などの地場産業の盛んな地域」に国際交流に取り組んでいる地域を加えている。

イ 主として「歴史と人々の生活」に区分される内容

○ 県内の伝統や文化に関する内容については、内容の取扱いにおいて、県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようにすることを示している。

○ 先人の働きに関する内容については、内容の取扱いにおいて、これまでの「開発、教育、文化、産業など」に医療を加えている。

ウ 主として「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に区分される内容

○ これまで「地域社会における災害及び事故の防止」の内容の取扱いに示されていた「風水害、地震など」を独立させ自然災害から人々を守る活動として示し、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げるようにしている。

その際、政治の働きに関心を高めるようにすることを重視して、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げることを示している。

○ 人々の健康や生活環境を支える事業に関する内容については、飲料水、電気、ガスを供給する事業において安全で安定的な供給を、廃棄物の処理において衛生的な処理を示している。

なお、内容の取扱いにおいて、現在に至るまでに仕組みが計画的に改善され公衆衛生が向上してきたことに触れることを加えると同時に、これまで飲料水、電気、ガスの確保及び廃棄物の処理の内容において扱うものとしていた法やきまり

を廃棄物の処理に限定している。

### (3) 第5学年における内容の改善

我が国の国土や産業を学習対象として取り上げること。

ア 主として「地理的環境と人々の生活」に区分される内容

- 我が国の国土の様子と国民生活に関する内容については、領土の範囲を大まかに理解することを示し、内容の取扱いにおいて、領土の範囲については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れることとしている。

イ 主として「歴史と人々の生活」に区分される内容

- 我が国の農業や水産業における食料生産に関する学習については、これまで分けて示されていた内容を食料生産の概要として合わせて示している。

また、食料生産に関わる人々の工夫や努力として、生産性や品質を高めることや輸送方法や販売方法の工夫していることを示すとともに、これまで内容の取扱いに示されていた価格や費用を内容に示している。

- 我が国の工業生産に関する内容については、これまで分けて示されていた内容を工業生産の概要として合わせて示し、工業製品の改良を取り上げるようにしている。

また、工業生産に関わる人々の工夫や努力として、製造の工程、工場相互の協力関係や優れた技術を示している。さらに、貿易や運輸を独立して示し、それらが工業生産を支える役割を考えるようにしている。

- 情報化に伴う生活や産業の変化を視野に入れて、我が国の産業と情報との関わりに関する内容については、これまで「情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」として示していた内容を、情報を生かして発展する産業に改め、内容の取扱いにおいて、販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げることを示している。

また、技能に関わる事項において映像や新聞などの資料で調べることを示している。

ウ 主として「地理的環境と人々の生活」及び「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に区分される内容

- これまで「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」として示していた内容を自然災害と森林に分けて示している。

### (4) 第6学年における内容の改善

我が国の政治の働きや歴史上の主な事象、グローバル化する世界と日本の役割を学習対象として取り上げること。

ア 主として「歴史と人々の生活」に区分される内容

- 我が国の歴史学習においては、世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して調べることや我が国の歴史の展開を考えること、我が国が歩んできた大まかな歴史や関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解することなど、小学校の歴史学習の趣旨を明示している。

- 内容については、政治の中心地や世の中の様子に着目して時期を捉える小学校の歴史学習の趣旨を踏まえて、日本風の文化が生まれたこと、戦国の世の中が統

一されたことを独立として示すよう改めている。

○ オリンピック→オリンピック・パラリンピック，歌川（安藤）広重→歌川広重等，歴史上の事象や人物の名称の表記を改めている。

○ 外国との関わりへの関心を高めるようにすることを重視して，内容の取扱いにおいて，当時の世界との関わりにも目を向け，我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮することを加えている。

イ 主として「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に区分される内容

○ 政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視して，我が国の政治の働きに関する内容については，これまでの順序を改め，内容の(2)を(1)として示すとともに，(ア)日本国憲法や立法，行政，司法の三権と国民生活に関する内容，(イ)国や地方公共団体の政治の取組に関する内容として示している。

その際，(イ)については，政策の内容や計画から実施までの過程，法令や予算との関わりを取り上げるように示すとともに，内容の取扱いにおいて，これまでの「地域の開発」を地域の開発や活性化と改めている。

○ グローバル化する世界と日本の役割に関する内容については，「国際交流」を「日本とつながりの深い国の人々の生活に関する内容」に移行し，国際交流の果たす役割を考えるようにしている。

## 5 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

### (1) 指導計画作成上の配慮事項

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，問題解決への見通しをもつこと，社会的事象の見方・考え方を働かせ，事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること，学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど，学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

イ 各学年の目標や内容を踏まえて，事例の取り上げ方を工夫して，内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。

ウ 我が国の47都道府県の名称と位置，世界の大陸と主な海洋の名称と位置については，学習内容と関連付けながら，その都度，地図帳や地球儀などを使って確認するなどして，小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。

エ 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

オ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について，社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

### (2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

ア 各学校においては，地域の実態を生かし，児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，観察や見学，聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。

イ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。

また、全ての学年において、地図帳を活用すること。

ウ 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。

エ 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないように留意すること。

## 6 移行措置への対応はどのようにするのか（平成29年度時点）

社会科の標準授業時数は、移行期間である平成30・31年度も現行と同様であり、新教育課程が実施される平成32年度も同様である。

平成30年度の移行期間には、以下の3つの実施が考えられる。

### (1) 現行の学習指導要領を前提に実施

平成32年度の全面実施ができるように平成31年度の指導計画を作成する。その際、平成31年度の第3学年で取り上げる内容が決まれば、必然的に平成32年度の第4学年の内容が決まることに留意して指導計画を作成する必要がある。

学 年	内 容 項 目	指 導 年 度
第3学年	現行の内容2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導する。 ただし、2(4)の指導に当たっては3(4)のうち「火災」に関する部分の規定を適用する。	平成31年度の第3学年
第5学年	現行の内容2(1)のアに「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加える。	平成30年度及び平成31年度の第5学年

※ 現行の第3学年及び第4学年の内容2(4)については、新学習指導要領の第3学年内容2(3)において「火災」を取り上げ、第4学年内容2(3)においては、「風水害、地震など」を独立させて取り上げたことによるため。

### (2) 新学習指導要領の全部を実施

新学習指導要領による平成30年度の指導計画を今年度中に作成する。

### (3) 新学習指導要領の一部を実施

平成32年度に新学習指導要領による指導が行えるように、平成31年度の指導計画を作成する。ただし、上記(1)の内容項目については留意する必要がある。

## 7 「内容のまとめりごとの評価規準」作成例

### (1) 評価規準はどのように作成するのか。

評価規準の作成に当たっては、学習指導要領の規定から「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する必要がある。ここでの「内容のまとめり」とは、学習指導要領に示す「第2 各学年の目標の内容及び内容 2 内容」の項目等をそのまとめりごとに細分化したり整理したりしたものである。

### (2) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

学習指導要領に示された教科及び学年（又は分野）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

① 各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

注) 各教科等の学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(1)に「単元(題材)などの内容や時間のまとめり」という記載があるが、この「内容や時間のまとめり」と、本参考資料における「内容のまとめり」は同義ではないことに注意が必要である。

### (3) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○ 「知識・技能」の評価規準の作成の仕方について

- ・ 「知識」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「知識」に関わる事項に示された「…を理解すること」の記述を当てはめ、それを児童が「…理解している」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。
- ・ 「技能」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「技能」に関わる事項に示された「…調べたりして、…まとめること」の記述を当てはめ、それを児童が「…調べたりして…まとめている」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。

○ 「思考・判断・表現」の評価規準の作成の仕方について

- ・ 「思考・判断・表現」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関わる事項に示された「…着目して、…を捉え、…考え、…表現すること」の記述を当てはめ、それを児童が「…着目して、…を捉え、…考え、…表現している」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の作成の仕方について

- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領に示す「2 内容」に「学びに向かう力、人間性等」に関わる事項が示されていないことから、学年目標や観点の趣旨を基に評価規準を設定する。ここでは、目標に示されている、「主体的に問題解決する態度」と「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」について「主体的に問題解決しようとしている」かどうかと「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしている」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。